

The guardians of Rights

CHIKUSHI Law Office

2004

新春

21 YEARS WINTER

Directed by Shinichi Fujimoto

14年の闘病生活と息子の言葉。

薬害C型肝炎訴訟

原告インタビュー

全国に200万人以上いると言われているC型肝炎の患者さん。

そのほとんどが、安全であるべき医療行為によって罹患させられたと言われています。

このC型肝炎患者さん全員の被害回復を図るため、現在、血液製剤によってC型肝炎にかかった方々を原告として、全国各地で裁判が行われています。

今日は、福岡地裁において、実名を公表して戦われている山口さんにインタビューをしました。

迫田：山口さんがC型肝炎にかかられたときのことを教えてください。

山口：私は、今から約16年ほど前に、次男を出産しました。元気な赤ちゃんが生まれたときの喜びはひとしおでした。

ところが、産院から帰宅してすぐに急性肝炎になり、また入院しなくてはならなくなったので、

母親の帯子を待ちわびていた4歳の長男の表情が一変しうなだれてしまった様子と生まれたばかりの次男を抱くこともできなかつたことは、今思い出してもつらいです。

迫田：山口さんは小学校の先生だったのですよね。

山口：そうですね。小さいころからの夢だった小学校の教員もしていましたが、インタ

ビュー

ー

フェロン治療をはじめたころ、副作用のせいで、子ども達と一緒にマラソンをしてやれないと感じ、退職することを決意させられたのです。

迫田：肝炎被害の中で、忘れることのできない出来事がありますか。

山口：中学2年生だった次男の井論大会です。次男は、自分を生んだときに母が病気になるつらさを話して、兄弟げんかの時に兄から「母さんが、お前を生まなかつたら、こんな病気になるなかつたら、うう」と言われたと話し、最後に、「母が病気になるまで生んでくれたこの僕自身を大切にすることだと思おう。」と言って、「一礼して、壇を降りました。」

弁護士

迫田登紀子

Takako Sakoda



きた私の姿を見ながら、次男が「自分のせいで母さんは病気になる」という思いを抱えて生きてきたことをあらためて思い知らされました。私は黙って泣き続けました。

迫田：訴訟を通じて最終的にはどのような解決をのぞんでいますか。

山口：C型肝炎の治療にはたくさんの費用がかかります。またとてもつらい治療です。だから、治療体制の整備が私の1番の望みです。

山口さんの願いは、薬害肝炎の方々のみならず、C型肝炎患者さん全員の願いでもあると思います。

これからも、皆様のご支援をよろしくお願ひします。

私は、涙を抑えることができませんでした。14年間、治療に耐えて

降りました。

降りました。

降りました。

New Year's Version

人は信頼していた人に裏切られた時、人を信じられなくなったと言ひ、また信頼していた組織や社会に裏切られた時、世の中を信じられなくなったと言ひます。誰でも長い人生の中で幾度かは経験することだと思ひますが、人生の最終章である晩年にこのような経験をすることは、シェイクスピアが「リア王」の中で描いているように大きな悲劇だと言ひます。

私は高齢者の生活に直接関わる仕事をしていますが、こうした悲劇に直面している人に出会うことも少なくありません。信頼できる人を失った人から相談を受け、援助を求められるたびに思うことは、世の中を信じられないといった絶望の中で人生を終わらせてはならない



「信じられる世の中」

ケアハウスあおぞら
施設長

鹿毛

Makiko
Kage

牧子氏

ということでした。

こうした現状と思ひの中で、はたして福祉の関係者だけで支えていけるだろうかと不安に思っていたとき、具体的に成年後見が必要な事例を通じて「ちくし法律事務所」の先生方と出会いました。まず気持ち良く相談に応じてもらえ、また初めて弁護士さんに会うということ、緊張されていたお年寄りが話し始めるとすぐに緊張を解かれ、自分の意向を率直に伝えておられる姿を見、さらに自分の意向を代弁、代行してもらえ、安心して申しましたというお年寄りの声を聞いた時、力強く感じました。一緒に支えてくれる人が居られたのだという思ひでした。

人権擁護を目的とした成年後見法が、

高齢者の悲劇を無くすことにどれだけ有効なのかまだ分かりませんが、人権が守られる社会であることが世の中を信じることの大きな条件であることは間違ひありません。次に問われているのは、人間としての尊厳が守られる世の中であるかということだと思ひます。

このように考えると、いま福祉と法律の関係者が力をあわせて「信じられる世の中」作りを貢献するよう時代が要請しているのだという気がしています。

そして、この要請に応え、多くの高齢者が世の中を信じて人生を全うできるよう、微力ながら尽くしたいという思ひを強くしています。

後見制度とは……

痴呆性の方、知的障害のある方など判断力の不十分な方々は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあうおそれがあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し支援するのが成年後見制度です。

社会福祉法人 寿楽園

〒841-0203 佐賀県三養基郡基山町大字園部2307

特別養護老人ホーム 寿楽園・養護老人ホーム 寿楽園

TEL 0942-92-2626(代) FAX 0942-92-0194

老人保健施設ケアハウス あおぞら

TEL 0942-92-7411(代) FAX 0942-92-7410

弁護士

稲村 晴夫

Haruo Inamura



中国人強制連行・強制労働事件の第一陣訴訟が福岡高等裁判所で昨年12月に事実上結審し、今春には判決が言い渡される予定です。

先の戦争が中国の民衆にもたらした悲劇を現在の日本において検証してゆくことは、過去を克服し、日本の進むべき平和の道を切り拓いてゆくためにも重要なことだと思ひ、頑張っています。

昨年は仕事に追われながらも念願の槍ヶ岳登山を果たすことができて、今年も体を鍛えて、穂高岳をめざします。

本年もよろしくお願ひします。

弁護士

浦田 秀徳

Hidekazu Urita



年々状況が悪化する世界の中心で愛を叫ぶ被害者の声に昨年も涙しました。薬害肝炎訴訟を各地の大学生が支援してくれています。支援集会に参加するため、九州大学の学祭を訪れました。20数年ぶりです。六本松界隈は様変わりしていましたが、支援しようとする学生たちの熱い鼓動に変わりはありません。今年も彼女・彼らと共に歩むことができればと思っています。

(写真は、世界が丸く見える開闢台・北海道にて)

2004 新春

弁護士

吉野隆二郎

Ryujiro Yoshino

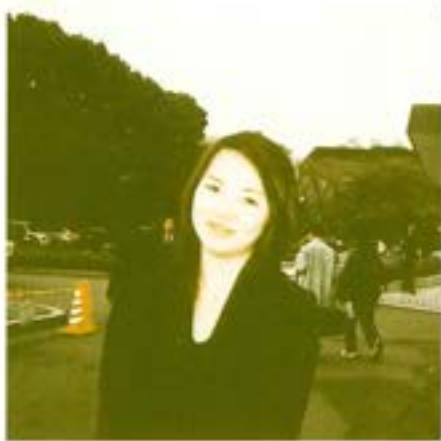


私が平成12年から弁護団に入って取り組んで来ましたが、工ローンの問題につき、昨年7月18日に最高裁において株式会社ロプロ(旧日栄)の主張を否定した借主に有利な判決がなされました。そして、本年1月23日には最高裁において株式会社SFCG(旧商工ファンド)との間の裁判の井論が行われ、本年の3月ころには借主に有利となる判決が下されることが予測されます。高利商工ローンの問題の解決へ向けてもうひとがんばりしたいと思います。

弁護士

徳田 宣子

Nonko Tokuda



福岡市内の小学校で教師によって信じがたいいじめが行われていました。

教師による虐待とも呼べるほどの暴力、児童への自殺強要、差別的発言。両親の訴えは自分の耳を疑うばかりの内容で、児童は重度のPTSDになっているということでした。

「児童に笑顔と生きていく自信を取り戻して欲しい。」

味方になる大人がたくさんいることを児童に知ってもらうため、全国各地の弁護士に呼び掛け、550名にも及ぶ大弁護団を結成しました。

現在、福岡市と教師本人を被告として損害賠償請求訴訟を行っています。児童に笑顔と自信を取り戻してもらうために、私も弁護団の一員としてがんばっていきます。

Staff's Challenge
in 2004
(今年の抱負)

馬に乗って
草原を駆ける！

今年は体力アップ
のため水泳を再開！

三日坊主卒業！
毎日日記をつけるぞ。

今年こそカラオケで
一曲歌えるように
なり……たい。

2004年も
よろしく
お願い申し上げます。



古賀 行田 佐々木 入江 原田

今年こそ「指輪物語」の
全巻を読む！！

「強靱な精神と
健康な肉体」創り。

ペーパードライブ歴12年。
今年は返上！

ウォーキングを毎日
続けるぞ！

今年こそ前こり解消のため
水泳に行くぞ。



原 川波 山下 重松

あなたが困っている

いろいろな問題を
解決します。

※顧問・紛争手続に関しては別途、御相談お受け致します。

●不動産トラブル

- ・不動産取引をめぐる問題
- ・契約書作成をめぐる問題
- ・借地・借家をめぐる問題

●金銭トラブル

- ・金銭の貸し・借りをめぐる問題
- ・自己破産・負債整理をめぐる問題
- ・代金の不払い・回収をめぐる問題
- ・手形・小切手をめぐる問題

●賠償問題

- ・建物の建築をめぐる問題(欠陥住宅等)
- ・損害賠償をめぐる問題
- ・交通事故をめぐる問題
- ・保険金請求をめぐる問題
- ・環境・公害をめぐる問題

●家族問題

- ・夫婦・親子をめぐる問題
- ・相続・遺言をめぐる問題

●その他

- ・企業倒産をめぐる問題
- ・マンションをめぐる問題
- ・消費生活をめぐる問題
- ・労働関係をめぐる問題
- ・労働災害をめぐる問題
- ・土地収用・区画整理をめぐる問題
- ・刑事事件と人権をめぐる問題

仕事の流れ
すすめ方



※相談料 30分 5,250円
●紹介のある方については、
減免させていただく場合
があります。

料金 システム

※料金の目安です。
顧問かどうか、紹介の有無などにより、異なります。

着手金 と 報酬金

・弁護士費用には依頼した段階で支払う
着手金と結果の成功分について支払う
報酬金があります。

【一般的な事件(標準額)】

経済的利益	着手金	報酬金
円 300万	24万	48万
500万	34万	68万
1,000万	59万	118万

※ 借し、交渉の場合、着手金は10万円～。

	着手金	報酬金
民事事件	離婚調停	20～40万
	離婚訴訟	30～50万
	非事業者の自己破産	30万
事業者の民事再生	50万	
刑事事件	事業説明な事件 (交通事故、窃盗など)	20～40万
	少年事件	20～40万

	手数料
その他	法律相談 5,250(30分)
	事業者の顧問料 5～10万(月)

ちくし法律事務所

☎ 092-925-4119

FAX 092-925-4127 受付時間 9:00～17:30
土、日、祭日休み

e-mail chikushi-lo@mm.0038.net



ホームページが出来ました。http://www.geocities.jp/chikushi_lo/